

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」について（概要）

令和 7 年 7 月
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により販売等を行うことが原則として禁止されているが、法第 4 条の 2 第 2 号に規定する農業用品目販売業の登録を受けた者は、法第 4 条の 3 第 1 項の規定により、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定めるもの（以下「農業用品目」という。）に限り、その販売等を行うことができることとされており、その具体的な品目は毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「令」という。）別表第 1 に規定されている。
- 今般、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号。以下「指定令」という。）の改正により、新たに物質の劇物への指定及び除外等が行われることに伴い、当該物質の農業用品目への追加等を行うため、令別表第 1 について所要の改正を行う。
- また、令第 12 条の 2 により、法第 14 条第 2 項の規定により作成する書面（譲受書）は、譲受人が押印した書面としているところ、押印の代わりに署名することを認める改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）次に掲げる物質を「劇物」として農業用品目に追加する。
 - 4－〔2－（4－ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（ただし、4－〔2－（4－ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン 19.4%以下を含有するものを除く。）
- （2）次に掲げる物質を「劇物」としての農業用品目から削除する。
 - 塩素酸ナトリウムを含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム 47.5%以上 52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）であって、炭酸水素ナトリウム 27%以上 37%以下を含有するもの
- （3）法第 14 条第 2 項の規定により作成する書面は、譲受人が押印又は署名した書面と改める。

3. 根拠条項

法第 4 条の 3 第 1 項及び法第 14 条第 2 項

4. 施行期日等

公 布 日：令和 7 年 10 月下旬（予定）

施行期日：令和 7 年 11 月 1 日（※）（ただし 2（2）及び（3）は公布日）（予定）

※ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令の施行日と同日